

議案第 1 2 0 号

飛騨市健康増進施設条例について

飛騨市健康増進施設条例を別紙のとおり制定する。

令和 2 年 1 1 月 3 0 日提出

飛騨市長 都 竹 淳 也

提案理由

健康増進施設の設置及び管理に関し、必要な事項を定めるための制定

飛驒市健康増進施設条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条の2第1項の規定に基づき、飛驒市健康増進施設（以下「施設」という。）の設置及び管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 市は、市民の健康の維持増進及びレクリエーションの普及、市民相互交流の活発化を図るため、健康増進施設を設置する。

(名称及び位置)

第3条 施設の名称及び位置は、別表のとおりとする。

(指定管理者による管理)

第4条 市は、施設の管理を法第244条の2第3項の規定により、市長が指定する法人その他の団体（以下「指定管理者」という。）に行わせることができる。

2 前項の規定により、施設の管理を指定管理者に行わせる場合は、第6条及び第7条の規定にかかわらず、当該指定管理者は、必要があると認めるときは、あらかじめ市長の承認を得て、施設の休館日又は休日（以下「休館日等」という。）及び開館時間又は使用時間（以下「開館時間等」という。）を変更することができる。

3 第1項の規定により、施設の管理を指定管理者に行わせる場合は、第7条から第12条まで及び第18条の規定中「使用時間」とあるのは「利用時間」と、「市長」とあるのは「指定管理者」と、「使用」とあるのは「利用」と、「使用権」とあるのは「利用権」と、「使用者」とあるのは「利用者」と読み替えるものとする。

4 第1項の規定により、施設の管理を指定管理者に行わせる場合において、当該指定管理者が施設の管理を行うこととされた期間前にされた第8条第1項（前項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定による許可の申請は、当該指定管理者にされた許可の申請とみなす。

5 第1項の規定により、施設の管理を指定管理者に行わせる場合において、当該指定管理者が施設の管理を行うこととされた期間前に第8条第1項（第3項の規

定により読み替えて適用される場合を含む。)の規定による許可を受けている者は、当該指定管理者の利用の許可を受けた者とみなす。

(指定の手續)

第5条 市長は、前条に規定する指定管理者を指定するときは、飛驒市公の施設に係る指定管理者の指定手續等に関する条例(平成16年飛驒市条例第272号)に基づき指定するものとする。

(休館日等)

第6条 施設の休館日等は、別表のとおりとする。ただし、市長が必要と認めるときは、これを変更することができる。

(開館時間等)

第7条 施設の開館時間等は、別表のとおりとする。ただし、市長が必要と認めるときは、これを変更することができる。

(使用の許可)

第8条 施設を使用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。許可された事項を変更しようとするときも、また同様とする。

2 市長は、前項の許可をする場合において、管理上必要な条件を付することができる。

(許可の制限)

第9条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、施設の使用を許可しない。

- (1) 施設の設置の目的に反するとき。
- (2) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあるとき。
- (3) 施設を損傷し、又は滅失するおそれがあるとき。
- (4) その他管理上支障があるとき又は市長が適当でないと認めるとき。

(使用権の譲渡の禁止)

第10条 第8条の使用の許可を受けた者(以下「使用者」という。)は、その許可を受けた目的以外の目的に使用し、又はその権利を他人に譲渡し、若しくは転貸してはならない。

(特別の設備の制限)

第11条 使用者は、施設を使用するにあたって、特別の設備をし、又は備付けの物品以外の物品を使用する場合は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。

(許可の取消し)

第12条 市長は、使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該許可の条件を変更し、若しくは使用を停止させ、又は当該許可を取り消すことができる。

- (1) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。
- (2) 詐欺その他の不正な行為により使用の許可を受けたとき。
- (3) 使用の許可の条件又は関係職員の指示に従わないとき。
- (4) その他管理上支障があるとき又は市長が適当でないと認めるとき。

2 使用者が、前項の規定による処分によって損害を受けることがあっても、市長はその補償の責を負わない。

(使用料)

第13条 使用者は、使用の許可を受けたときは、別表に定める使用料を納付しなければならない。

(使用料の減免)

第14条 市長は、必要があると認めたときは、前条の使用料を減免することができる。

(使用料の不還付)

第15条 既に納めた使用料は還付しない。ただし、市長は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、特に必要があると認めるときは、使用料の全部又は一部を還付することができる。

- (1) 使用者の責によらない理由により、使用することができなくなったとき。
- (2) 使用者が使用を開始する前において、別に定める日までにその使用を取りやめたとき。
- (3) 前2号に定めるもののほか、特別の理由があるとき。

(指定管理者が行う業務)

第16条 指定管理者は、当該指定を受けた施設（以下「指定管理施設」という。）において、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 指定管理施設の利用許可に関する業務
- (2) 指定管理施設及びその附属施設の維持管理に関する業務
- (3) 前2号に掲げるもののほか、指定管理施設の運営に関する業務のうち、市長のみの権限に属する事務を除き、市長が必要と認める業務

(利用料金)

第 17 条 第13条の規定にかかわらず、第 4 条第 1 項の規定により、施設の管理を指定管理者に行わせる場合は、施設の利用者は、施設の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を納めなければならない。

2 利用料金の額は、別表に定める使用料の額を上限として、指定管理者が市長の承認を得て定める額とする。

3 指定管理者は、法第244条の 2 第 8 項の規定により、利用料金を指定管理者の収入として収受し、施設の有効な活用及び適正な運営に努めるものとする。

4 指定管理者は、あらかじめ市長の承認を得て定めた基準により、利用料金の減免又は還付をすることができる。

（原状回復の義務）

第 18 条 使用者は、施設等の使用が終了したときは、速やかに当該施設等を原状に回復し、又は搬入した物件を撤去しなければならない。

2 前項の規定は、第12条の規定により許可の取消しの処分を受けたときも、同様とする。

（損害賠償の義務）

第 19 条 故意又は過失により、施設等をき損し又は滅失した者及び前条の規定に違反した者は、これによって生じた損害を賠償しなければならない。ただし、市長が特別の事情があると認めるときは、損害賠償義務の全部又は一部を免除することができる。

（委任）

第 20 条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

（飛驒市観光施設条例の一部改正）

2 飛驒市観光施設条例（平成17年飛驒市条例第56号）の一部を次のように改正する。

別表飛驒市河合健康増進施設（ゆうわ〜くはうす）の部を削る。

別表（第3条、第6条、第7条、第13条、第17条関係）

名称	位置	休館日等及び 開館時間等	使用料
飛驒市 河合健康増進 施設（ゆわ〜くはうす）	飛驒市河合町角川 350番地 1	休館日等 休館日 (1) 木曜日 (2) 木曜日が国民の祝日に関する法律に規定する休日の場合は翌日 開館時間等 開館時間 午前10時から午後9時まで	大人（中学生以上） 1回620円 小人（中学生未満） 1回410円

飛騨市観光施設条例新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

現 行				改正案															
本則・附則 略 別表（第3条、第6条、第7条、第13条、第17条関係）				本則・附則 略 別表（第3条、第6条、第7条、第13条、第17条関係）															
名称	位置	休館日等及び開館時間等	使用料	名称	位置	休館日等及び開館時間等	使用料												
飛騨市観光案内所の部～飛騨市河合森林総合利用施設の部 略				飛騨市観光案内所の部～飛騨市河合森林総合利用施設の部 略															
飛騨市河合健康増進施設 (ゆうわくはうす)	飛騨市河合町角川 350番地 1	休館日等 休館日 (1) 木曜日 (2) 木曜日が国民の祝日に関する法律に規定する休日の場合は翌日 開館時間等 開館時間 午前10時から午後9時まで	使用料 <table><tr><th>区分</th><th>単位</th><th>料金 (円)</th><th>摘要</th></tr><tr><td>大人</td><td>1回</td><td>620</td><td>中学生以上</td></tr><tr><td>小人</td><td>1回</td><td>410</td><td>小学生以下</td></tr></table>	区分	単位	料金 (円)	摘要	大人	1回	620	中学生以上	小人	1回	410	小学生以下				
区分	単位	料金 (円)	摘要																
大人	1回	620	中学生以上																
小人	1回	410	小学生以下																
飛騨市アスク山王	飛騨市河合町稲越 1631番地	休館日等 休日 無休 開館時間等 開館時間 午前0時から午後12時まで	使用料 <table><tr><th>単位</th><th>料金 (円)</th></tr><tr><td>1棟 1泊</td><td>26,190</td></tr></table>	単位	料金 (円)	1棟 1泊	26,190	飛騨市アスク山王	飛騨市河合町稲越 1631番地	休館日等 休日 無休 開館時間等 開館時間 午前0時から午後12時まで	使用料 <table><tr><th>単位</th><th>料金 (円)</th></tr><tr><td>1棟 1泊</td><td>26,190</td></tr></table>	単位	料金 (円)	1棟 1泊	26,190				
単位	料金 (円)																		
1棟 1泊	26,190																		
単位	料金 (円)																		
1棟 1泊	26,190																		
以下 略				以下 略															

飛騨市健康増進施設条例（案）要旨

1 制定の趣旨

健康増進施設の設置及び管理に関し、必要な事項を定めるための制定

2 制定の内容

市では、飛騨市河合健康増進施設（ゆうわ〜くはうす）を、地域資源と都市住民との交流を活用した地域活性化と産業振興を図るための観光施設として位置付けてきたが、地域住民の利用が多く地域住民の交流の場となっている利用実態等に鑑み、市民の健康の維持増進及びレクリエーションの普及、市民相互交流の活発化を図るための健康増進施設に位置付けるものとし、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第1項の規定に基づき当該施設の設置及び管理に関し必要な事項を定めるもの。

3 施行日 令和3年4月1日